

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

行政系人事制度の改正及び諸般の情勢に鑑み、外国旅行の旅費について、職務の級により支給額に差異を設けないこととし、条例上の区分を廃止する。また、その他所要の規定整備を行う。

2 改正概要

外国旅行の旅費について以下のとおり改正する。

(1) 鉄道賃

区分		支給される運賃 <sup>※1</sup>	
		現行	改正案
運賃の等級が3以上の階級に区分されている場合	6級以上の職務	最上級の運賃	最上級の直近下位の級の運賃
	5級以下の職務	最上級の直近下位の級の運賃	

※1 実際に支給される額は、上記の範囲内の実費額

(2) 船賃

区分		支給される運賃 <sup>※1</sup>	
		現行	改正案
運賃の等級が2以上の階級に区分されている場合で、かつ最上級の運賃を4以上に区分する場合	6級以上の職務	最上級の直近下位の級の運賃	最上級の2階級下位の級の運賃
	5級以下の職務	6級以上の職務の運賃の直近下位の級の運賃	
運賃の等級が2以上の階級に区分されている場合で、かつ最上級の運賃を3に区分する場合	6級以上の職務	中級の運賃	下級の運賃
	5級以下の職務	下級の運賃	

(3) 日当、宿泊料及び食卓料

旅費の種類	地域	現行			改正案
		8級以上	7級及び6級	5級以下	
日当	指定都市	8,300円	7,200円	6,200円	6,200円
	甲地方	7,000円	6,200円	5,200円	5,200円
	乙地方	5,600円	5,000円	4,200円	4,200円
	丙地方	5,100円	4,500円	3,800円	3,800円
宿泊料	指定都市	25,700円	22,500円	19,300円	19,300円

	甲地方	21,500 円	18,800 円	16,100 円	16,100 円
	乙地方	17,200 円	15,100 円	12,900 円	12,900 円
	丙地方	15,500 円	13,500 円	11,600 円	11,600 円
食卓料		7,700 円	6,700 円	5,800 円	5,800 円

### 3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。